

宮元町会自主防災会防災計画

第 1. 目的

この計画は宮元町会自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、巨大地震その他の災害による、人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

第 2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編成及び役割分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 防災資器材の備蓄及び管理に関すること。
- (10) 宮元町会自主防災会をよりよいものに関すること。

第 3. 組織編成及び役割分担

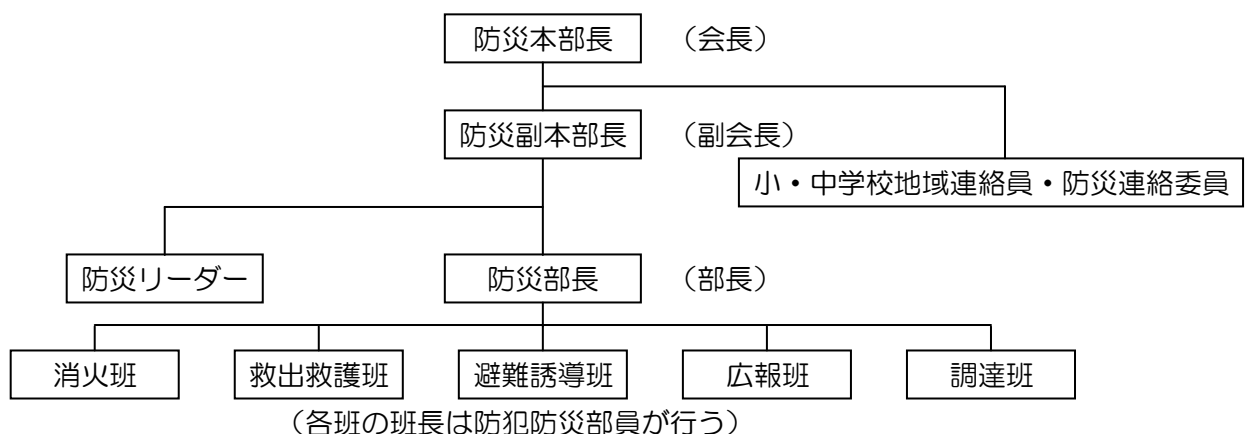
災害発生後又は警戒宣言発令後、応急活動を迅速かつ効果的に行うため、災害状況に応じ、必要な自主防災対策本部の設置と組織（班）を編成する。

(1) 自主防災対策本部設置場所

子易神社内又は大山東町児童遊園内

(2) 組織編成及び役割分担

責任者及び班長が任務を遂行出来ないときは、責任者の代わりに副責任者、班長の代わりに副班長が代わって任務を遂行する。



役 職	責 任 者	副責任者	災害発生時の役割
-----	-------	------	----------

防災本部長	町会長	町会副会長	防災対策の総括を行い組織の指揮をとる。
小中地域連絡員 防災連絡委員	町会会計	町会役員 環境衛生部	避難場所のとりまとめを行う。
防災副本部長	防犯防災部副会長	町会副会長	部長への指示及び、防災本部長の補佐を行う。 各班の情報の整理を行い防災本部長経由にて行政機関に被害状況の報告・依頼をする。
防災部長	防犯防災部長	防犯防災副部長	各班へのとりまとめを行い、被害状況、負傷者の状況などの情報収集を行い、各班への的確な指示を行う。

名 称	平常時の役割	災害時の役割
防災リーダー	防災に対する基本的な知識や技術を身につけ、地域の安全点検、危険箇所の把握、防災資器材の整備、防災知識の普及、防災訓練の計画及び指導を行う。	地域住民の安全を確保し、防災計画に基づき被害を最小限に食い止めるために自ら率先して行動する。

班	班 長	副 班 長	平常時の役割	災害時の役割
消火班	防犯防災部	青少年部	消火器の使い方、消火訓練、火災予防啓発、消火ポンプ取扱訓練・点検・整備、水源の確認	初期消火活動、延焼防止、火災の警戒
救出救護班	防犯防災部	民生委員 青少年部	救出・救護の習得・訓練、救出用資器材の点検・確認・整備、要援護者の把握	負傷者の応急手当、救出・救助活動、要援護者の安否確認・避難・救護、医療機関等への搬出
避難誘導班	防犯防災部	文化部 交通部	避難経路の安全点検と把握、搬送用具の点検	住民を避難場所へ誘導、車輛の誘導、整理
広報班	防犯防災部	常任理事 理事	情報収集伝達訓練の実施、通信機器の点検	災害に関する情報の収集と、住民に対する正しい情報の伝達。
調達班	防犯防災部	総務部 厚生部	給食資器材の点検・確保、給食拠点の把握、炊き出し訓練	飲料水の配給、給食物資等の調達と配分、炊き出し

第 4. 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

(1) 啓発事項

- ア. 本会及び防災計画に関すること。
- イ. 災害の知識に関すること。
- ウ. 避難経路、避難箇所に関すること。
- エ. 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ. その他防災に関すること。

- (2) 普及啓発方法
 - ア. パンフレット、ポスター等の配布
 - イ. 掲示板に掲示、回覧板、ホームページによる情報提供
- (3) 実施時期
 - 防災関係諸行事の行われる時期又は随時実施する。

第 5. 防災訓練

災害の発生に備えて、迅速かつ的確に行うことができるようにするため、防災訓練を実施する。

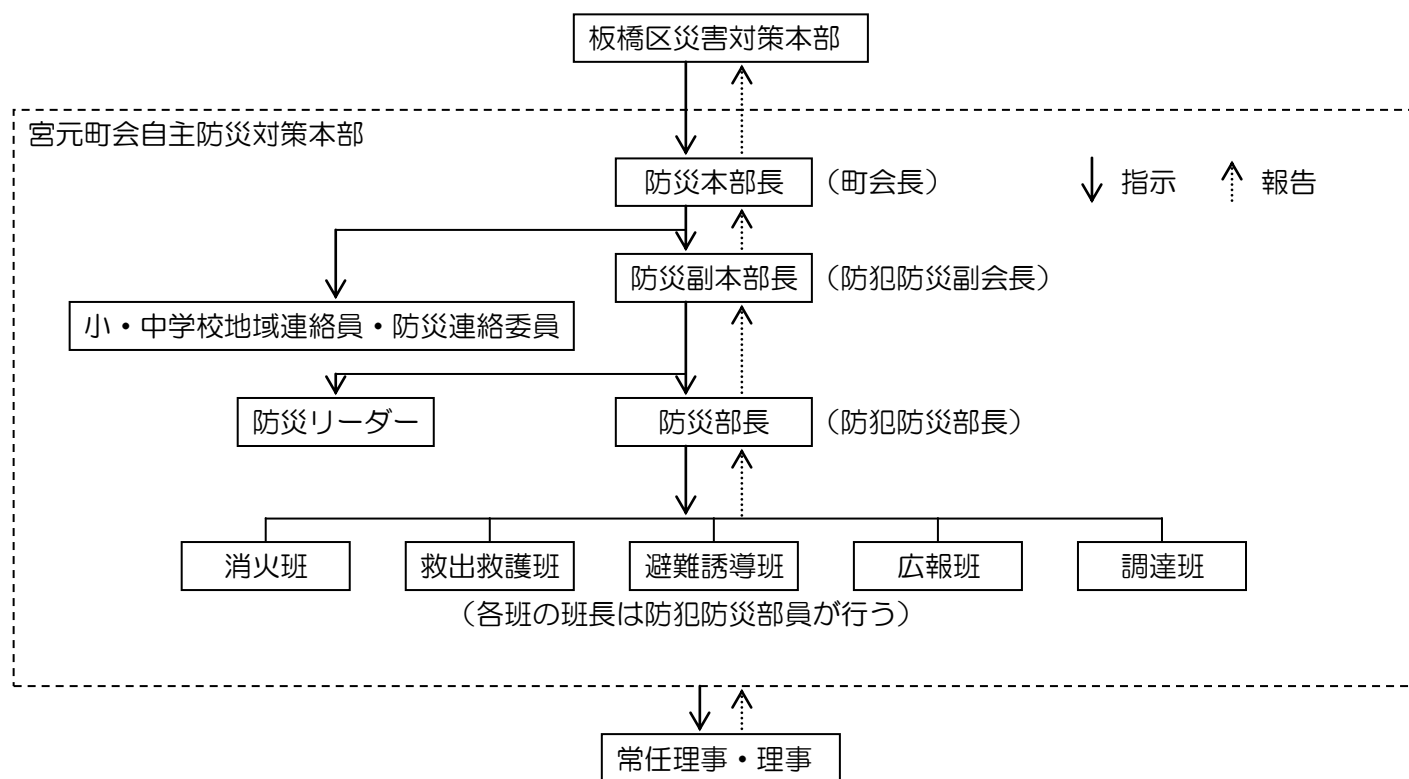
- (1) 訓練の種別
 - 訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練
 - 個別訓練は、次の訓練とする。
 - ア. 消火訓練
 - イ. 応急救護訓練
 - ウ. 避難訓練
 - エ. 情報の収集伝達訓練
 - オ. 給食給水訓練
- (3) 総合訓練
 - 総合訓練は、2 つ以上の個別訓練を行うものとする。
- (4) 訓練実施計画
 - 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練の時期及び回数
 - ア. 訓練は、町会行事計画により時期を決めることとする。
 - イ. 訓練は、個別訓練、総合訓練共年 1 回以上実施する。

第 6. 情報の収集と伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集と伝達
 - 広報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集と伝達の方法
 - 情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、有線放送、電話（携帯電話）、FAX、携帯無線機、伝令、メール、掲示板、SNS、インターネット等による。
- (3) 安否確認
 - 災害時に広報班及び常任理事及び理事は、地域住民の安否確認を行い、すみやかに本部に報告する。

<宮元町会災害時情報伝達フロー>



板橋区災害対策本部：区本庁舎3階防災センター

第 7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

春季火災予防運動期間中（3月）、夜警運動（12月）に地域住民に、次の事項に重点を置いて点検整備するよう呼びかける。

- ア. 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓。
- イ. 石油類等の危険物品の保管状況。
- ウ. 消火器等消火資器材の整備状況。
- エ. その他建築物等の危険箇所の状況。

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資器材を配備する。

- ア. 可搬式ポンプ（D級ホンプ）
- イ. 消火器、水バケツ
- ウ. スタンドパイプ

第 8. 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。
この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 医療機関への連絡

救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めるときは、医療機関又は防災関係機関に連絡し、救護所に搬送する。

ア. 最寄りの救護所（防災マップ参照）

板橋第一中学校、板橋第二小学校

第 9. 避難誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

避難命令（避難準備情報、避難勧告、指示）が発令されたとき、又は防災本部長が必要と認めるときは、防災本部長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災本部長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難場所（防災マップ参照）

ア. 一時避難場所（災害時一時的に避難する場所）

1, 12, 15, 16, 17部 → 子易神社

3, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 13, 14部 → 大山東町児童遊園

イ. 避難場所

子易神社に一時的に避難してきた住民 → 板橋第二小学校

大山東町児童遊園に一時的に避難してきた住民 → 板橋第一中学校

ウ. 広域避難場所（都指定の避難場所）

大山東町住民 → 桐ヶ丘・赤羽台・西ヶ丘地区

板橋二丁目住民 → 東京家政大学・加賀中学校一帯

第 10. 給食給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

調達班は、防災本部長の指示のもと区から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

調達班は、防災本部長の指示のもと区から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

ア. 最寄りの給水場所（防災マップ参照）

都立板橋高等学校

板橋給水所

(3) その他の救援物資の受領と分配

調達班は、防災本部長の指示のもと生活必需品等の救援物資を受領し分配する。

第 11. 防災資器材及び食料の備蓄

防災資器材の管理及び食料の備蓄に関しては、計画的に行い不要品、過不足などのチェックを行う。また、毎年本会が保有する全資器材の点検を行う。

(1) 住民防災組織格納庫管理責任者

住民防災組織格納庫管理者は2名以上とし、鍵の保有者は災害発生時に防災対策本部より指示があったときはすみやかに開けること。

(2) 住民防災組織格納庫設置場所（防災マップ参照）

大山東町児童遊園

第 12. 自主防災会をよりよくすることに関すること

(1) 防災計画の見直し

この防災計画は、第1に挙げた目的を達成するため各会員の防災力や宮元町会の防災体制の拡充、想定される地震災害の見直し、地域社会の変化等に応じ、1回/年の見直しを行う。

(2) 防災リーダーの育成

自主防災活動における知識や技術、対応力の向上を図るため、地域の実践的リーダーの養成を目的とした東京都や板橋区が主催する研修に会員が受講できるよう、受講希望者に対して主催団体への推薦を行い、実践的リーダーの育成を行う。

(3) 防災リーダーの責務

防災に対する基本的な知識や技術を身につけ、地域の安全点検、危険箇所の把握、防災資器材の整備、防災知識の普及、防災訓練の計画及び指導を積極的に行う。

(4) 防災マップ

防災マップの見直しは、1回/年行う。

附則

この計画は、平成20年4月1日より実施する。

2012年1月31日 一部追加

2018年5月1日 一部改訂